

国民年金のお知らせ

国民年金課 ☎443-2067

各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

国民年金保険料の納付が困難な方へ 保険料免除および納付猶予制度について

保険料免除制度

本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

※免除の承認を受けた場合(全額免除を除く)でも、納付すべき保険料を納付しないと、未納期間となります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料を後払いできます。

退職(失業など)や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保険料の納付が困難な場合に、特例による免除・納付猶予制度があります。詳細は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)を確認するか、問い合わせてください。

【免除・猶予申請について】

対象／経済的な理由などで保険料の免除・猶予を希望される方

申請場所／保険年金課(市役所1階)

各行政サービスセンター地域福祉課

必要なもの／年金手帳など基礎年金番号がわかる書類、離職票(失業中の方) など

免除・猶予が受けられる期間／

申請月の2年1カ月前から令和4年6月まで

※免除・猶予での年度は7月から翌年6月までです。

※任意加入されている方は対象外です。

※学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。

※出産の際は、「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

▶免除・猶予申請することで、次の2つの利点があります

①免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます

全額免除の場合、期間中は、保険料を納めなくても、年金額の2分の1が保障されます(免除の手続きを行わず、未納の場合は保障されません)。

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

②万が一の場合も保障が確保されます

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、主たる生計維持者が亡くなったときに遺族年金を受け取ることができます。

保険料の追納について ~後から納めることもできます~

免除や納付猶予の承認を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば追納(後から保険料を納付すること)ができます。

※免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

追納を希望される場合は、日本年金機構富山年金事務所へ相談してください。

☎日本年金機構富山年金事務所 ☎441-3926

後期高齢者医療保険の お知らせ

☎443-2063

☎467-5811 ☎483-1214

☎455-2461 ☎465-2114

☎465-7502

被保険者証の発送について

新しい被保険者証を7月10日(土)から順次送付します

8月1日以降は新しい被保険者証を使用してください。

富山県後期高齢者医療広域連合

☎465-7502

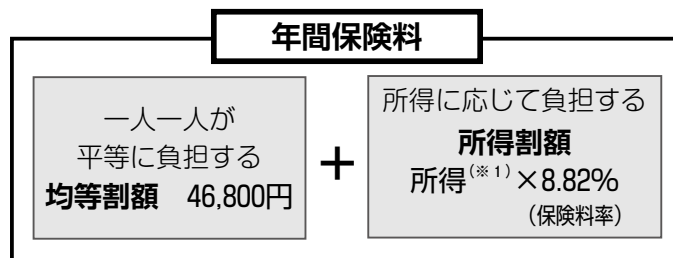
保険料額のお知らせ

7月下旬に、「令和3年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します(6月以降に資格を取得した方は、8月以降に送付します)。

保険料の決まり方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和3年度の保険料率は前年度と同じです(2年ごとに改定されます)。



(※1) 前年中の年間所得から基礎控除額(43万円)を差し引いたものです。

保険料の変更点について

- ①前年中の年間所得から差し引く住民税の基礎控除額が**43万円**に変更されました。
- ②**均等割額の軽減判定基準**が変更されました。
 - ・年間所得が次の表の基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。
 - ・均等割額軽減特例措置については、世代間の公平を図る観点などから段階的に見直され、令和3年度以降は、7.75割軽減の特例はありません(制度本来の7割軽減に戻ります)。
 - ・令和3年度以降に課税される住民税において、給与および公的年金に係る所得控除の引き下げなどが実施されたことに伴い、軽減判定所得の算定基準が変更されました。詳細は、問い合わせてください。

軽減割合	被保険者および世帯主の令和2年中の年間所得
7割	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	基礎控除額(43万円) + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	基礎控除額(43万円) + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

保険料の納付方法

①年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則、年金からの天引きとなります(2カ月ごとの徴収)。

※届け出により、口座振替に変更できます。

②口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方などは、口座振替や納付書により納付してください。

※普通徴収の方は口座振替が便利です(これまで国民健康保険料を口座振替にされていた方も、あらためて口座振替の手続きが必要となります)。

新型コロナウイルス感染症により、事業収入などの減少が見込まれる世帯や、減収となり保険料の納付などが困難な世帯、主たる生計維持者が重篤な傷病などを負った世帯については、保険料の納付猶予や減免制度がありますので、相談してください。

介護サービス費についてのお知らせ

介護保険課 ☎443-2193

介護保険負担割合証を発送します

介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の割合を記載した介護保険負担割合証を、要介護(要支援)認定を受けている方などに7月下旬に発送します。

介護保険サービスの利用者は、利用している各事業所および担当のケアマネジャーに介護保険負担割合証の提示が必要です。

令和3年8月から高額介護(介護予防)サービス費の負担限度額が見直されます

高額介護(介護予防)サービス費とは、1カ月の介護費用の利用者負担の合計が負担限度額を超えたとき、超えた分の費用が払い戻される制度です。

医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者について、次のとおり上限額の新設が行われます。

収入条件		限度額
新設	年収約1,160万円以上の65歳以上の方がいる世帯	1世帯につき140,100円
	年収約770万円以上1,160万円未満の65歳以上の方がいる世帯	1世帯につき93,000円
	年収約383万円以上770万円未満の65歳以上の方がいる世帯	1世帯につき44,400円
	上記以外の市民税課税世帯	1世帯につき44,400円
	世帯全員が市民税非課税	1世帯につき24,600円
	・高齢福祉年金受給者 ・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	1世帯につき24,600円 個人につき15,000円
	生活保護受給者等	1世帯につき15,000円

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険施設に入所(入院)または短期入所介護サービスを受ける場合は、申請を行うことで、居住費(滞在費)および食費の負担額が、所得の状況に応じて減額されます。8月以降も引き続き減額を受ける場合は、改めて申請する必要があります。

また、令和3年8月から、利用者負担段階や所得状況に応じた預貯金などの資産要件に変更があります。

対象/次の全ての要件を満たす方

- ・市民税非課税世帯の方
- ・配偶者が市民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問いません)
- ・預貯金などの金額が次の表に合致する方

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費(滞在費) [日額]				食費 [日額]
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が市民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
変更 3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

※ ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※ []内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

申請方法/申請書および必要書類を、郵送または直接、介護保険課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ。

※申請書は、7月末に市ホームページ(「負担限度額認定申請」で検索)へ掲載予定です。

介護保険料についてのお知らせ

介護保険課 ☎443-2043

65歳以上の方へ、介護保険料納入通知書を7月下旬に発送します。

令和3年度の介護保険料の年額は、本人や世帯の令和2年中の所得や課税状況などを基に算定されます。

〈保険料額〉

保険料は所得に応じて12段階に分かれます。

段階	対象となる方	年間保険料	
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	19,800円 (軽減措置)	
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	35,700円 (軽減措置)
80万円超 120万円以下の方		55,500円 (軽減措置)	
120万円超の方			67,400円
第2段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	79,200円 (保険料基準額)
第3段階		80万円超の方	91,100円
第4段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	80万円未満の方	95,100円
第5段階		80万円以上 125万円未満の方	103,000円
第6段階		125万円以上 190万円未満の方	118,800円
第7段階		190万円以上 400万円未満の方	146,600円
第8段階		400万円以上 700万円未満の方	158,400円
第9段階		700万円以上 1,000万円未満の方	166,400円
第10段階		1,000万円以上の方	

◆年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則として保険料は年金からの天引きとなります。

※年金受給額が18万円以上の方でも、年度途中で65歳になった方や転入された方などは、一時的に納入通知書で納付する必要があります。

◆納入通知書により納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方は、納入通知書により金融機関などの窓口で保険料を納めてください。

口座振替をご利用の方は、口座振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

また、令和3年度から、スマートフォン決済アプリで保険料を納付できるようになりました。詳細は、市ホームページ(「スマートフォン決済」で検索)をご覧ください。

便利で確実な口座振替のご利用を

口座振替を希望される方は、取扱金融機関、介護保険課、各行政サービスセンター地域福祉課で申し込んでください。

災害や、その他特別な事情により、保険料の納付が困難になった場合は、相談してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になった方を対象とした保険料の減免制度があります。詳細は、市ホームページ(「介護保険料減免」で検索)を確認するか問い合わせてください。

中小企業や商店、自営業などで働く皆さんを応援します



(公財)富山市勤労者福祉サービスセンター

会員募集

会員数 **11,032** 人(令和3年5月現在)

Uサポートとやまでは、中小企業や自営業などの皆さんを対象に、さまざまな福利厚生事業を行っています。

※事業主と従業員の皆さんが、一括して加入、または従業員の皆さんで作る親睦会などの単位で加入できます。

※事業主が負担した会費は、税法上の損金や必要経費として処理することができます。

会費 1人につき月額500円 **入会金** 不要

問い合わせ

(公財)富山市勤労者福祉サービスセンター
(市民プラザ3階:大手町) ☎493-1354

加入すると、こんなサービスが利用できます

慶弔金の給付

結婚や出生、勤続祝金などを給付します。

各種施設の利用料金やチケットの割引

- ・市内文化施設、体育施設の利用料の割引
- ・コンサートのチケットや映画鑑賞前売り引換券、図書カードなどを割引価格で提供
- ・各種入浴施設の利用に対する助成

キャンプ場施設の利用補助(2,000円～4,000円)

- 対象施設
- ・とやま古洞の森自然活用村のケビン(池多)
 - ・割山森林公園天湖森のコテージ(割山)
 - ・立山山麓家族旅行村貸別荘のケビン(本宮)
 - ・グリーンパーク吉峰のコテージ(立山町)
 - ・東福寺野自然公園SLハウス(滑川市) など

施設の利用料補助

対象施設を「日帰り」または「宿泊」利用する際、1,000円の補助が受けられます。

対象施設/呉羽ハイツ、八尾ゆめの森ゆうゆう館、楽今日館、グリーンビュー立山 など

家庭常備薬の割引

・年3回(2・6・10月)、家庭常備薬を割引価格で提供